



# 国民年金だより No.210



保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)  
岡谷年金事務所 ☎23-3661

## 令和8年度(6月15日支払い分)からの年金額

### 65歳になったとき…

#### 老 齢 基 礎 年 金

◇満額の場合 **847,300円** (昭和31年4月1日以前に生まれた方**844,900円**)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年(120月)以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができますが、納付状況や免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

### もしも、一家の働き手に先立たれたら…

#### 遺 族 基 礎 年 金

◇子のある配偶者が受け取るとき **847,300円+(子の加算額)**

(昭和31年4月1日以前に生まれた方**844,900円**)

◇子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

**847,300円+(2人目以降の子の加算額)**

※1人目および2人目の子の加算額 ……1人につき 243,800円

3人目以降の子の加算額 ……1人につき 81,300円

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金の支払いは、子が18歳(子に障害がある場合は20歳)に到達する年度の末日までです。

### もしも、病気やケガで障害が残ったら…

#### 障 害 基 礎 年 金

◇1級障害 **1,059,125円+(子の加算額)**

(昭和31年4月1日以前に生まれた方**1,056,125円**)

◇2級障害 **847,300円+(子の加算額)**

(昭和31年4月1日以前に生まれた方**844,900円**)

※1人目および2人目の子の加算額 ……1人につき 243,800円

3人目以降の子の加算額 ……1人につき 81,300円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

障害基礎年金を受け取るためには、一定の保険料納付要件があります。

20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合本人の所得によって支給制限があります。



※年金額は毎年変わります。 ※お問い合わせは岡谷年金事務所までお願いします。